

京都市訓令甲第 21 号
事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 第 1 類の款産業観光局商工部の項中「産業観光局商工部」を「産業観光局産業戦略部」に改め、同款産業観光局新産業振興室の項を削り、同表第 2 類の款総合企画局政策企画室の項中「総合企画局政策企画室」を「総合企画局総合政策室」に改め、同款産業観光局商工部の項中「産業観光局商工部」を「産業観光局産業戦略部」に改め、同款建設局水と緑環境部の項中「建設局水と緑環境部」を「建設局みどり政策推進室」に改める。

別表第 2 事業所の庶務を担当する課長、歴史資料館次長及び産業技術研究所企画情報室副室長の項中「、歴史資料館次長及び産業技術研究所企画情報室副室長」を「及び歴史資料館次長」に改め、同項第 9 号中「(産業技術研究所企画情報室副室長にあつては、500,000 円)」を削る。

別表第 2 歴史資料館次長、産業技術研究所企画情報室副室長及び衛生環境研究所の課長の項中「、産業技術研究所企画情報室副室長」を削る。

別表第 2 担当課長及び産業技術研究所研究室研究部長の項中「及び産業技術研究所研究室研究部長」を削る。

別表第 2 産業技術研究所副所長の項から産業技術研究所企画情報室副室長の項までを削る。

別表第 2 中央卸売市場第一市場長の項第 24 号中「第 85 条第 2 項」を「第 96 条第 2 項」に改める。

別表第 2 中央卸売市場第一市場管理課長の項第 5 号中「第 84 条第 2 項」を「第 95 条第 2 項」に改め、同項第 11 号中「第 134 条第 14 号」を「第 140 条第 14 号」に改める。

別表第 2 中央卸売市場第一市場業務課長の項第 17 号中「第 128 条第 1 項」を「第 134 条第 1 項」に改める。

別表第 2 中央卸売市場第二市場長の項第 22 号中「第 85 条第 2 項」を「第 96 条第 2 項」に改める。

別表第2中央卸売市場第二市場業務課長の項第15号中「第84条第2項」を「第95条第2項」に改め、同項第25号中「第128条第1項」を「第134条第1項」に改め、同項第26号中「第134条第14号」を「第140条第14号」に改める。

別表第3発達相談所発達相談課長及び第二児童福祉センター発達相談課長の項第5号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

別表第4次長の項中第24号を第25号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 不妊治療等に係る助成金の交付決定に関する事。

別表第4保健センター長の項第13号中「計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、」を削る。

別表第4健康づくり推進課長の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給の決定に関する事。ただし、精神障害者及び難病患者に関するものに限る。

別表第5事業所の長（東京事務所長を除く。）の項中「東京事務所長」の右に「及び元離宮二条城事務所長」を加え、同項第8号中「元離宮二条城事務所長、」を削る。

別表第5元離宮二条城事務所長の項の次に次の1項を加える。

- (1) 所属職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。
- (2) 所属職員の出張及び復命に関する事。
- (3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。
ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。
- (5) ホームページの作成に関する事。
- (6) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。
- (7) 証明に関する事。
- (8) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。
- (9) 使用料、手数料その他諸収入の徴収に関する事。
- (10) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。

元離宮二条 城事務所次 長	<ul style="list-style-type: none"> (11) 旅費の支出決定に関する事。 (12) 水道, ガス, 電気及び電話の料金, 清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。 (13) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。 (14) 自動車重量税の支出決定に関する事。 (15) 1件400,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。 (16) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。 (17) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で, 電柱, 水道管, ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関する事。 (18) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関する事。
---------------------	---

別表第5土木事務所長の項中第13号を第14号とし, 第5号から第12号までを1号ずつ繰り下げ, 第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 1件5,000,000円以下の緊急に施行が必要な測量, 地質調査及び設計委託に係る契約(協定を締結済みのものに限る。)に関する事。

別表第5京北・左京山間部土木事務所担当課長の項を削る。

附 則

この訓令は, 平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)